

## 前 正 條

基本・風水対策編

第3章 災害応急対策

## 第2節 災害応急組織の編成・運用

百

52~55

第3 災害警戒本部《消防局防災課》

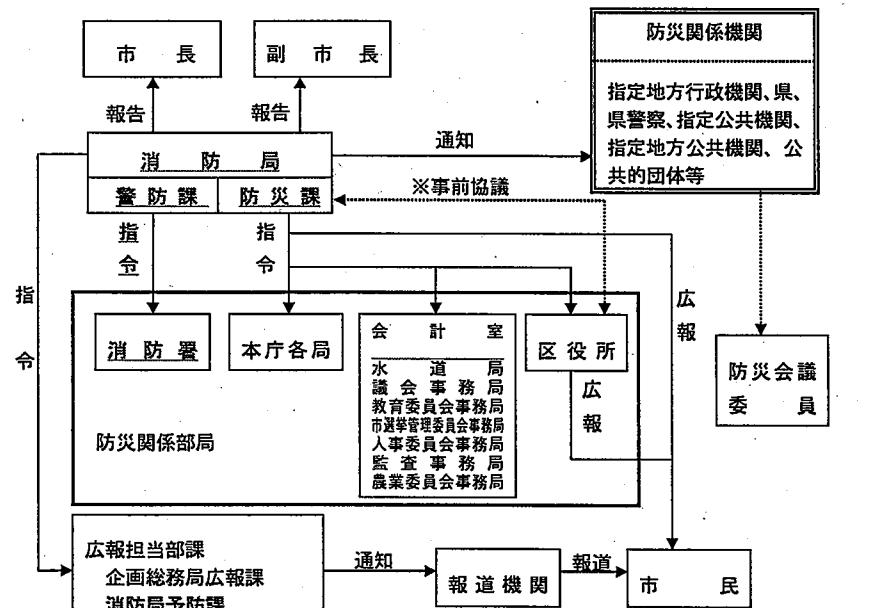
## 1 設置及び廃止

### (1) 設置

消防局長\_\_\_\_\_は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の(2)に定める設置基準に基づき、市災害警戒本部並びに必要と認める区に区災害警戒本部を設置する。なお、消防局長\_\_\_\_\_に事故があるときは、危機管理部長、防災課長の順に設置を命令する。

消防局長は、災害警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、防災関係機関・部局、広島市防災会議の委員に通知し、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。

## 災害警戒本部の設置（又は廃止）の手続き及び連絡系統



## 修 正 後

由 理 正 修

- 本市の組織改正に伴い、災害警戒本部の設置から廃止までの手順、及び組織の構成、分掌事務を修正する。

第3 災害警戒本部《危機管理室危機管理課》

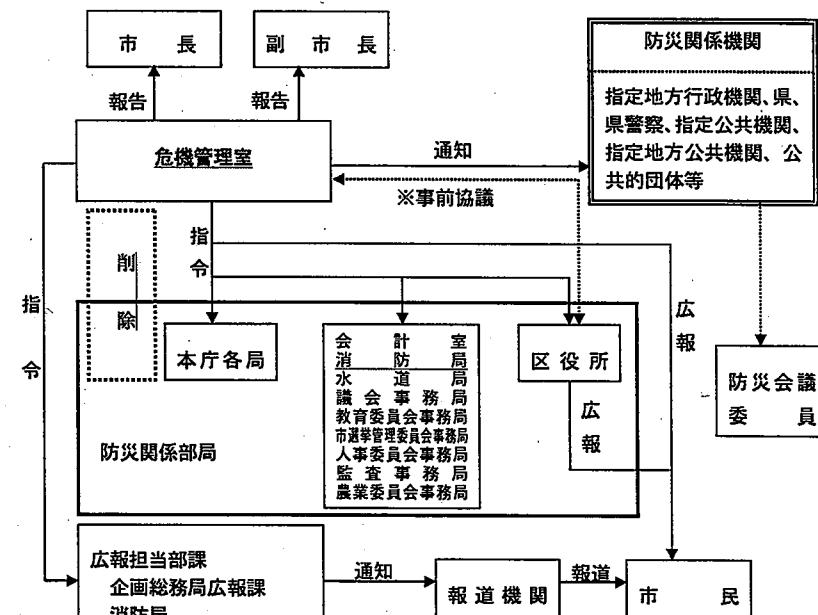
## 1 設置及び廢止

### (1) 設置

危機管理担当局長は、 次の(2)に定める設置基準に基づき、市災害警戒本部及び必要と認める区に区災害警戒本部を設置する。  
なお、危機管理担当局長に事故があるときは、危機管理室長、危機管理課長の順に設置を命令する。

**危機管理担当局長は、災害警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、防災関係機関・部局、広島市防災会議の委員に通知し、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。**

## 災害警戒本部の設置（又は廃止）の手続き及び連絡系統



## 修 正 前

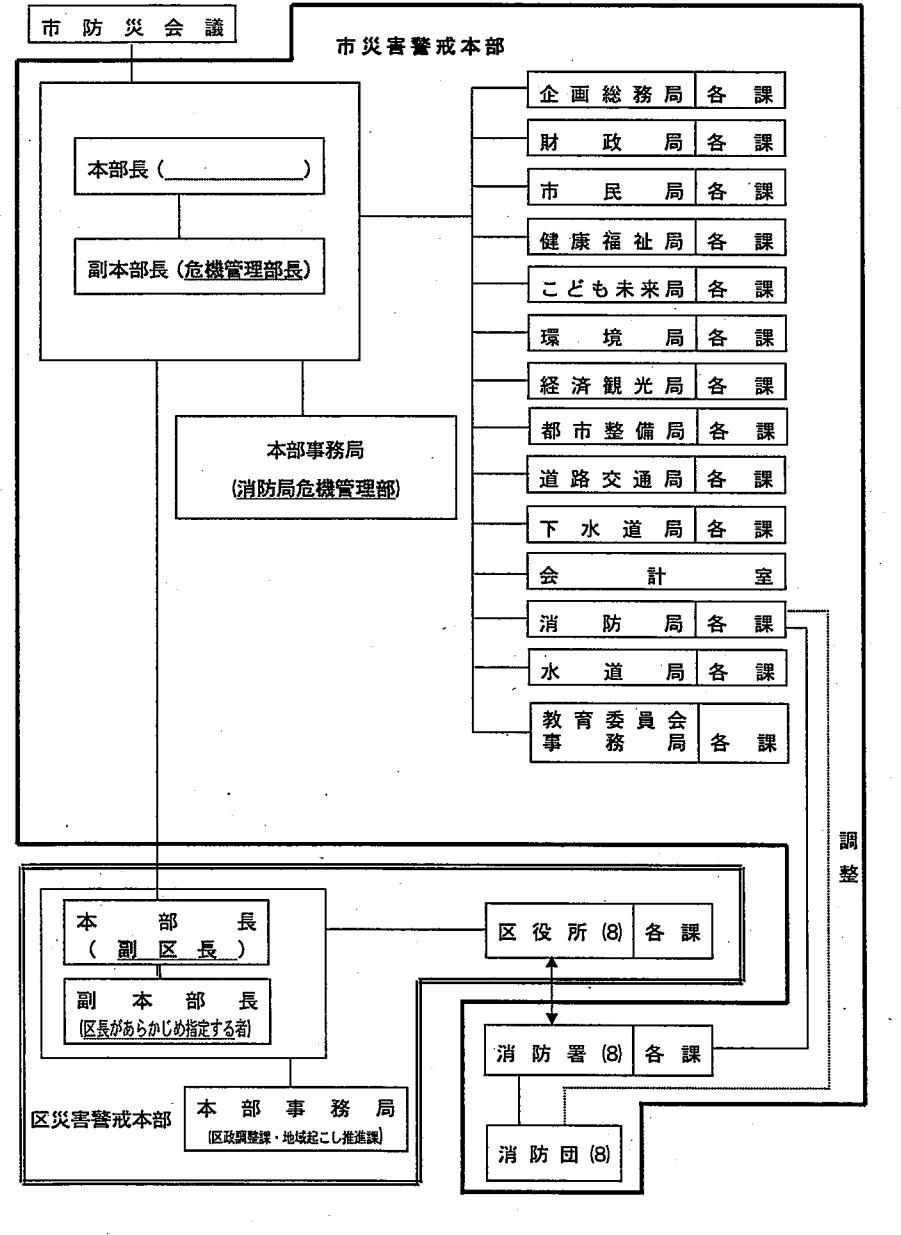
- (2) (略)
- (3) 体制の伝達（自動発令の場合を除く。）  
ア 勤務時間内の場合  
消防局は、体制発令の内容等を各局等及び各区へ連絡する。  
イ 勤務時間外の場合  
(ア) 消防局は、体制発令の内容等を各局等及び各区の職員のうち、あらかじめ定める者に連絡する。  
(イ) (略)  
ウ (略)
- (4) 廃止  
消防局長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。廃止に係る手続きは、設置した場合と同様とする。  
なお、災害警戒本部は、災害対策本部が設置されたときは、自動的に廃止する。
- 2 (略)。
- 3 組織の構成及び分掌事務  
(1) 本部長及び副本部長  
ア 市災害警戒本部  
(ア) 本部長は消防局長とし、市災害警戒本部の事務を統括し本部の職員を指揮監督する。  
(イ) 副本部長は危機管理部長とし、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。  
イ (略)
- (2) 本部の庶務  
ア 市災害警戒本部の庶務は、消防局防災課が担当する。  
イ (略)
- (3) 組織  
災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。

## 修 正 後

- (2) (略)
- (3) 体制の伝達（自動発令の場合を除く。）  
ア 勤務時間内の場合  
危機管理室は、体制発令の内容等を各局等及び各区へ連絡する。  
イ 勤務時間外の場合  
(ア) 危機管理室は、体制発令の内容等を各局等及び各区の職員のうち、あらかじめ定める者に連絡する。  
(イ) (略)  
ウ (略)
- (4) 廃止  
危機管理担当局長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。廃止に係る手続きは、設置した場合と同様とする。  
なお、災害警戒本部は、災害対策本部が設置されたときは、自動的に廃止する。
- 2 (略)
- 3 組織の構成及び分掌事務  
(1) 本部長及び副本部長  
ア 市災害警戒本部  
(ア) 本部長は危機管理担当局長とし、市災害警戒本部の事務を統括し本部の職員を指揮監督する。  
(イ) 副本部長は危機管理室長とし、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。  
イ (略)
- (2) 本部の庶務  
ア 市災害警戒本部の庶務は、危機管理室危機管理課が担当する。  
イ (略)
- (3) 組織  
災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。

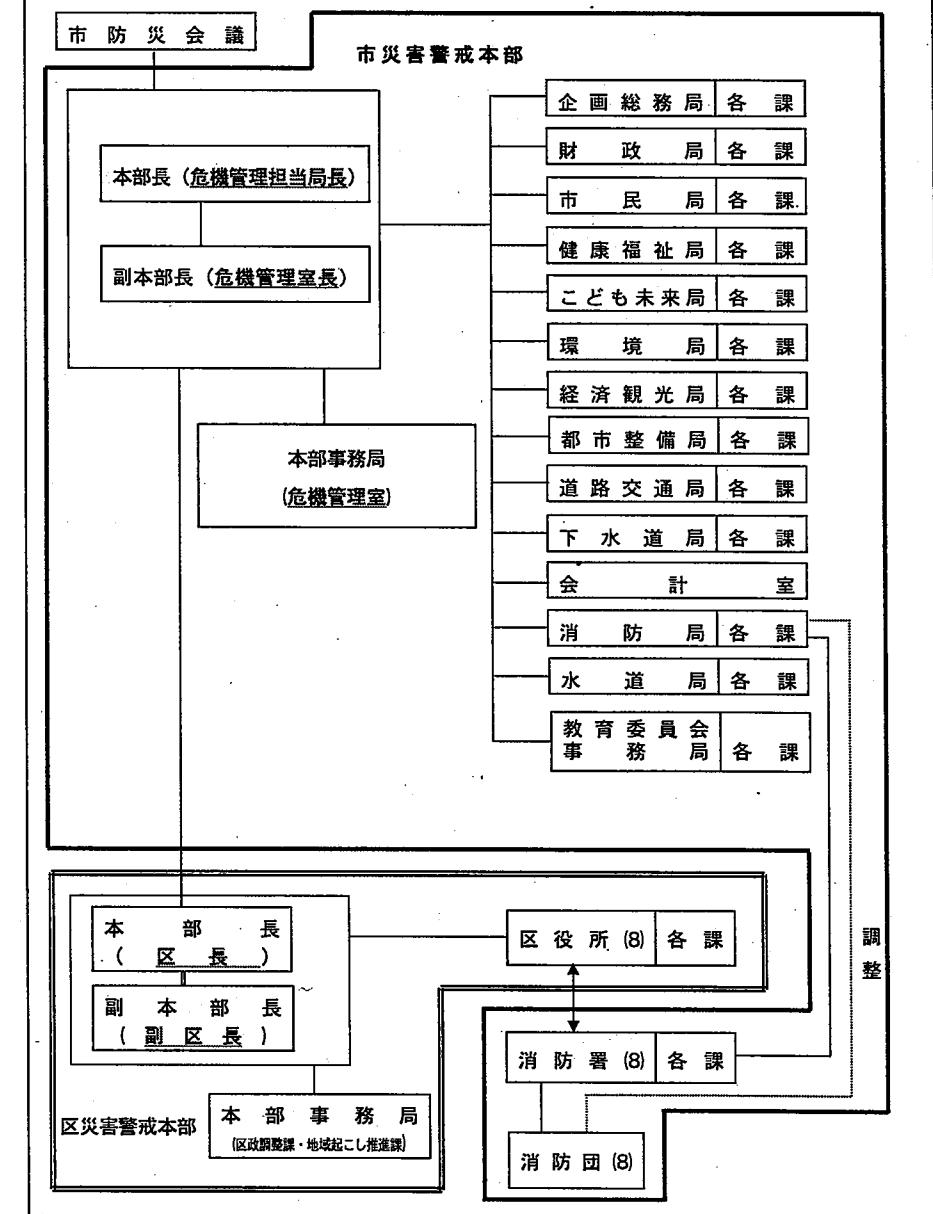
## 修 正 前

### 災害警戒本部の組織



## 修 正 後

### 災害警戒本部の組織



## 修 正 前

#### (4) 分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりとする。

局・区等	分掌事務
消防局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害警戒本部の統括に関すること。</li> <li>2 被害情報・気象情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>3 関係機関への通報及び連絡に関すること。</li> <li>4 災害対策本部の設置準備に関すること。</li> <li>5 他の部課等の所管に属さないこと。</li> </ol>
各消防署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害情報等の収集及び応急対策に関すること。</li> <li>2 被害情報・気象情報の受信及び伝達に関すること。</li> <li>3 雨量・水位・潮位の観測に関すること。</li> <li>4 警戒巡視・広報活動に関すること。</li> <li>5 災害応急対策活動に関すること。</li> <li>6 災害対策本部体制時における諸活動の準備に関すること。</li> </ol>
各消防団事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防団の運用調整の準備に関すること。</li> </ol>
企画局 財政局 市民局 健康局 環境局 経済局 都道下会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設等の被害情報等の収集及び応急対策に関すること。</li> <li>2 被害情報・気象情報の受信及び伝達に関すること。</li> <li>3 災害対策本部体制時における諸活動の準備に関すること。</li> </ol> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
水道局 教育委員会事務局	
各区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害情報等の収集及び応急対策に関すること。</li> <li>2 被害情報・気象情報の受信及び連絡に関すること。</li> <li>3 警戒巡視・広報活動に関すること。</li> <li>4 区災害対策本部の設置準備に関すること。</li> <li>5 区災害対策本部体制時における諸活動の準備に関すること。</li> </ol>

## 修 正 後

#### (4) 分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりとする。

局・区等	分掌事務
危機管理室	<p>1 災害警戒本部の統括に関する事。</p> <p>2 被害情報・気象情報の収集及び伝達に関する事。</p> <p>3 関係機関への通報及び連絡に関する事。</p> <p>4 雨量・水位・潮位の観測に関する事。</p> <p>5 災害対策本部の設置準備に関する事。</p> <p>6 他の部課等の所管に属さない事。</p>
削除	削除
削除	削除
企画局 財政局 市建局 環境局 保健局 都道局 下会議 消水道 教育委員会事務局	<p>1 所管施設等の被害情報等の収集及び応急対策に関する事。</p> <p>2 被害情報・気象情報の受信及び伝達に関する事。</p> <p>3 災害対策本部体制時における諸活動の準備に関する事。</p> <p>4 災害応急対策活動に関する事。</p> <p>5 雨量・水位・潮位の観測に関する事（消防局）。</p> <p>6 警戒巡回・広報活動に関する事（消防局）。</p> <p>7 消防団の運用調整の準備に関する事（消防局）。</p>
各区	<p>1 被害情報等の収集及び応急対策に関する事。</p> <p>2 被害情報・気象情報の受信及び連絡に関する事。</p> <p>3 警戒巡回・広報活動に関する事。</p> <p>4 避難の勧告・指示等に関する事。</p> <p>5 区災害対策本部の設置準備に関する事。</p> <p>6 区災害対策本部体制時における諸活動の準備に関する事。</p>

## 修 正 前

基本・風水害対策編  
第3章 災害応急対策  
第2節 災害応急組織の編成・運用

頁

56~62

### 第4 災害対策本部《消防局防災課》

#### 1 設置及び廃止

##### (1) 設置

市長は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の(2)に定める設置基準に基づき、災害対策基本法の規定により災害対策本部を設置する。なお、市長に事故があるときは、副市長、消防局長、危機管理部長、防災課長の順に設置を命令する。

市長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を防災関係機関・部局、広島市防災会議の委員に通知するとともに、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。

また、本部長（市長）は、必要に応じて副本部長を現地災害対策本部長とする現地災害対策本部を置くことができるものとし、現地災害対策本部に係る必要な事項については、その都度本部長（市長）が定める。

## 修 正 後

### 修 正 理 由

- 本市の組織改正に伴い、災害対策本部の設置から廃止までの手順、系統図及び分掌事務を修正する。

### 第4 災害対策本部《危機管理室危機管理課》

#### 1 設置及び廃止

##### (1) 設置

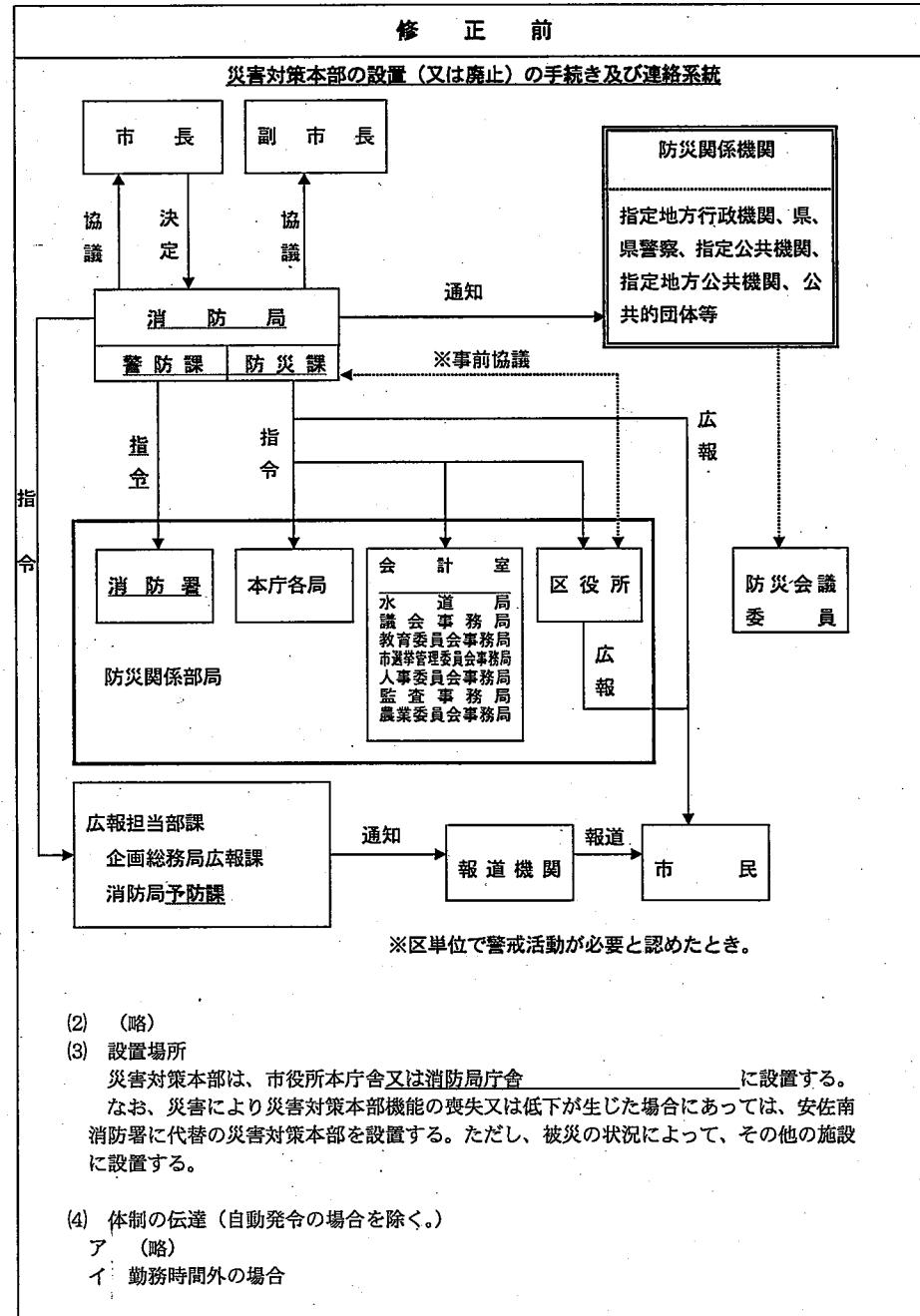
市長は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の(2)に定める設置基準に基づき、災害対策基本法の規定により災害対策本部を設置する。なお、市長に事故があるときは、副市長、危機管理担当局長、危機管理室長、危機管理課長の順に設置を命令する。

市長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を防災関係機関・部局、広島市防災会議の委員に通知するとともに、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。

また、本部長（市長）は、必要に応じて副本部長を現地災害対策本部長とする現地災害対策本部を置くことができるものとし、現地災害対策本部に係る必要な事項については、その都度本部長（市長）が定める。

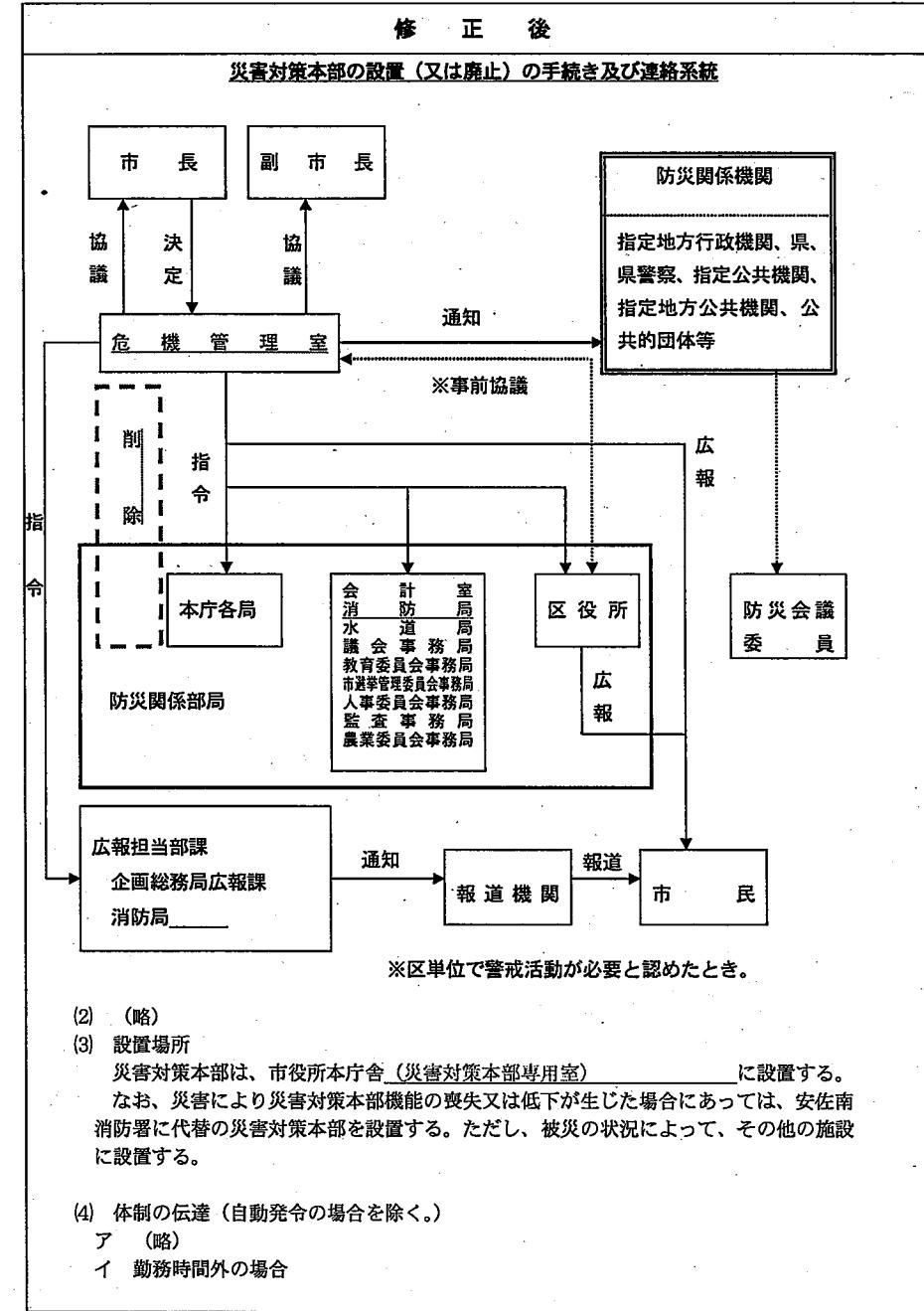
## 修 正 前

### 災害対策本部の設置（又は廃止）の手続き及び連絡系統



## 修 正 後

### 災害対策本部の設置（又は廃止）の手続き及び連絡系統



## 修 正 前

(7) 消防局\_\_\_\_\_は、体制発令の内容等を各局等及び各区の職員のうち、あらかじめ定める者に連絡する。

(1) (略)

ウ (略)

(5) (略)

2 (略)

3 組織及び運営《消防局防災課\_\_\_\_\_、各局等庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、広島市災害対策本部条例（昭和38年広島市条例第6号）及び広島市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

ア～ウ (略)

エ 本部長に事故があるときは、その職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

(7) 消防局担任副市長\_\_\_\_\_をもって充てる副本部長

(1) (略)

(3) 本部員

ア (略)

イ 本部員は、広島市事務分掌条例（昭和50年広島市条例第81号）第1条に規定する局の長、会計管理者、消防局長、水道局長、議会事務局長、教育長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長及び農業委員会事務局長\_\_\_\_\_並びに都市整備局指導担当局長をもって充てる。

ウ・エ (略)

(4) 本部員会議

ア～ウ

エ 本部員会議の庶務は、消防局防災課\_\_\_\_\_が担当する。

(5)～(9) (略)

4 平常業務の取扱い

(1)・(2) (略)

表3-2-1 (略)

## 修 正 後

(7) 危機管理室は、体制発令の内容等を各局等及び各区の職員のうち、あらかじめ定める者に連絡する。

(1) (略)

ウ (略)

(5) (略)

2 (略)

3 組織及び運営《危機管理室危機管理課、各局等庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、広島市災害対策本部条例（昭和38年広島市条例第6号）及び広島市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。

(1)・(2)

ア～ウ (略)

エ 本部長に事故があるときは、その職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

(7) 危機管理室担任副市長\_\_\_\_\_をもって充てる副本部長

(1) (略)

(3) 本部員

ア (略)

イ 本部員は、広島市事務分掌条例（昭和50年広島市条例第81号）第1条に規定する局の長、会計管理者、消防局長、水道局長、議会事務局長、教育長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長及び危機管理担当局長並びに都市整備局指導担当局長をもって充てる。

ウ・エ (略)

(4) 本部員会議

ア～ウ

エ 本部員会議の庶務は、危機管理室危機管理課が担当する。

(5)～(9) (略)

4 平常業務の取扱い

(1)・(2) (略)

表3-2-1 (略)

## 修 正 前

表3-2-2

(1) 災害対策本部事務局の分掌事務

班名等	要員	分掌事務
庶務部	庶務班 消防局総務課職員	1 災害活動に必要な資機材等の緊急購入・調達に関する事。 2 災害対策本部の庶務に関する事。
	勤員班 消防局職員課職員 企画総務局人事課職員	1 災害対策本部要員の給与に関する事。 2 災害関係部局の全ての職員の招集状況の集計に関する事。
	配車班 消防局施設課職員	1 災害対策本部の配車に関する事。
統制部	統制班 統制担当 消防局防災課長 消防局防災課職員 企画総務局総務課職員 専門職員	1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 本部長命令の進言及び伝達に関する事。 3 災害対策活動の総合調整に関する事。 4 他の主管に属さない事項に関する事。 5 その他特命事項に関する事。
	統制班 検討担当 消防局危機管理課長 消防局危機管理課職員	1 防災関係機関との連絡調整に関する事。 2 自衛隊の派遣要請に関する事。 3 他の公共団体等への応援要請に関する事。 4 その他特命事項に関する事。
	統制班 収集・伝達担当 消防局防災課長 消防局防災課職員	1 災害に関する諸情報の統括に関する事。 2 県防災行政無線の受信・連絡に関する事。 3 気象情報、水防情報の収集及び記録に関する事。 4 その他特命事項に関する事。
	広報班 企画総務局広報課職員 消防局予防課職員	1 災害諸情報の広報に関する事。 2 報道機関による避難広報に関する事。 3 報道機関への放送の要請に関する事。
	被害集計班 消防局指導課職員 企画総務局職員	1 被害状況の収集及び集計に関する事。
	各局・委員会 情報連絡班 各局係長相当職以上の職員	1 各局所管施設等の被害報告の取りまとめに関する事。 2 災害対策本部からの連絡事項の伝達に関する事。
	各区等情報連絡班 企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局、都市整備局及び消防局の職員	1 各区等からの被害報告の受信に関する事。 2 災害対策本部からの連絡事項の伝達に関する事。

- (資料編) 参考1 広島市防災会議条例  
 参考2 広島市防災会議運営規程  
 参考3 広島市災害対策本部条例  
 参考4 広島市災害対策本部運営要綱

## 修 正 後

表3-2-2

(1) 災害対策本部事務局の分掌事務

班名等	要員	分掌事務
庶務部	庶務班 危機管理室職員	1 災害活動に必要な資機材等の緊急購入・調達に関する事。 2 災害対策本部の庶務に関する事。
	勤員班 企画総務局職員 消防局職員	1 災害対策本部要員の給与に関する事。 2 灾害関係部局の全ての職員の招集状況の集計に関する事。
	配車班 企画総務局職員 消防局職員	1 災害対策本部の配車に関する事。
統制部	統制班 統制担当 危機管理室職員 企画総務局職員 消防局職員 専門職員	1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 本部長命令の進言及び伝達に関する事。 3 災害対策活動の総合調整に関する事。 4 他の主管に属さない事項に関する事。 5 その他特命事項に関する事。
	統制班 検討担当 危機管理室職員 企画総務局職員 消防局職員	1 防災関係機関との連絡調整に関する事。 2 自衛隊の派遣要請に関する事。 3 他の公共団体等への応援要請に関する事。 4 その他特命事項に関する事。
	統制班 ※ 災害状況に応じて関係局等を要員に加える。	※ 災害状況に応じて関係局等を要員に加える。
	統制班 収集・伝達担当 危機管理室職員 消防局職員	1 災害に関する諸情報の統括に関する事。 2 県防災行政無線の受信・連絡に関する事。 3 気象情報、水防情報の収集及び記録に関する事。 4 その他特命事項に関する事。
	広報班 企画総務局職員 消防局職員	1 災害諸情報の広報に関する事。 2 報道機関による避難広報に関する事。 3 報道機関への放送の要請に関する事。
	連絡部 被害集計班 財政局職員 消防局職員	1 被害状況の収集及び集計に関する事。
	連絡部 各局・委員会 情報連絡・検討班 各局係長相当職以上の職員	1 各局所管施設等の被害報告の取りまとめに関する事。 2 災害対策本部からの連絡事項の伝達及び検討・調整に関する事。
	連絡部 各区等情報連絡班 企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局、都市整備局及び消防局の職員	1 各区等からの被害報告の受信に関する事。 2 災害対策本部からの連絡事項の伝達に関する事。

- (資料編) 参考1 広島市防災会議条例  
 参考2 広島市防災会議運営規程  
 参考3 広島市災害対策本部条例  
 参考4 広島市災害対策本部運営要綱

## 修 正 前

### (2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
企画総務局	(略)	

（略）

消防局	●総務課	1 局の総合調整に関すること。 2 消防局の予算及び資金の処置に関すること。 3 局の庶務に関すること。 4 災害対策本部事務局の庶務班に関すること —。 5 その他特命事項に関すること。
	●消防団室	(略)
	●職員課	1 災害対策本部事務局の動員班に関すること。 2 その他特命事項に関すること。
	●施設課	1 消防機関の車両等の配車及び燃料の補給に関すること。 2 所管財産の被害状況の取りまとめに関すること。 3 所管財産の復旧作業計画の総括に関すること。 4 災害対策本部事務局の配車班に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
	危機管理部	●危機管理課 1 災害対策本部事務局の統制班に関すること。 2 その他特命事項に関すること。
	警防部	(略)
	予防部	●予防課 1 予防部の総括・調整に関すること。 2 災害対策本部事務局の広報班に関すること。 3 その他特命事項に関すること。 ●指導課 1 災害対策本部事務局の被害集計班に関すること。 2 その他特命事項に関すること。
	●各消防署	(略)
	●消防団事務局	(略)
	●各分団	(略)

（略）

農業委員会事務局	(略)
----------	-----

(3) (略)

## 修 正 後

### (2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
危機管理室	●危機管理課 ●災害予防課 ●災対策課	1 災害対策本部事務局の総括及び調整に関すること。 2 その他特命事項に関すること。
企画総務局	(略)	

（略）

消防局	●総務課	1 局の総合調整に関すること。 2 消防局の予算及び資金の処置に関すること。 3 局の庶務に関すること。 4 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関するこ と。 5 その他特命事項に関すること。
	●消防団室	(略)
	●職員課	1 特命事項に関すること。
	●施設課	1 消防機関の車両等の配車及び燃料の補給に関すること。 2 所管財産の被害状況の取りまとめに関すること。 3 所管財産の復旧作業計画の総括に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
	警防部	(略)
	予防部	●予防課 1 予防部の総括・調整に関すること。 2 その他特命事項に関すること。 ●指導課 1 特命事項に関すること。
	●各消防署	(略)
	●消防団事務局	(略)
	●各分団	(略)

（略）

農業協同委員会事務局	(略)
------------	-----

(3) (略)

## 修 正 前

### 第3 災害対策本部

1~4 (略)

表3-2-1-2 (略)

表3-2-3 災害対策本部事務局の任務分担・担当部局

事務局担当任務		担当 部 局 等
庶務部	庶務班	消防局総務課(2)
	動員班	消防局職員課(2)、企画総務局人事課(2)
	配車班	消防局施設課(2)
統制部	統制担当	消防局防災課(6)、企画総務局総務課(2) 専門職員(必要に応じた人数)
	検討担当	消防局危機管理課(6)
	収集・伝達担当	消防局防災課(9)
連絡部	広報班	消防局予防課(3)、企画総務局広報課(2)
	被害集計班	消防局指導課(5)、企画総務局(2)
	各局・委員会情報連絡班	広島市事務分掌条例(昭和50年広島市条例第81号)第1条に規定する局及び会計室、消防局、水道局、教育委員会事務局 (各1)(各局係長相当職以上の職員)
	各区等情報連絡班	中区担当:都市整備局(2) 東区担当:健康福祉局(1)、都市整備局(1) 南区担当:環境局(1)、経済観光局(1) 西区担当:財政局(1)、都市整備局(1) 安佐南区担当:財政局(2) 安佐北区担当:市民局(2) 安芸区担当:企画総務局(2) 佐伯区担当:企画総務局(2) 特命担当:消防局総務課(2)、消防局消防団室(1)、 消防局予防課(2)

(注) ( ) 内は派遣人数を示す。

表3-2-4 (略)

情報連絡員となるべき者の職等		所掌事務	配置場所
局等	職		
各区役所	係長相当職以上の職員	消防署との情報連絡に関すること。	消防署
各消防署	係長相当職以上の職員	区役所との情報連絡に関すること。	区灾害対策本部

(備考)(略)

## 修 正 後

### 第3 災害対策本部

1~4 (略)

表3-2-1-2 (略)

表3-2-3 災害対策本部事務局の任務分担・担当部局

事務局担当任務		担当 部 局 等
庶務部	庶務班	危機管理室(3)
	動員班	企画総務局(2)、消防局(1)
	配車班	企画総務局(1)、消防局(1)
統制部	統制担当	危機管理室(6)、企画総務局(2)、消防局(1) 専門職員(必要に応じた人数)
	検討担当	危機管理室(3)、企画総務局(2)、消防局(1) ※ 災害の状況に応じて関係局等を担当に加える。
	収集・伝達担当	危機管理室(6)、消防局(1)
連絡部	広報班	企画総務局(3)、消防局(2)
	被害集計班	財政局(2)、消防局(2)
	各局・委員会情報連絡・検討班	広島市事務分掌条例(昭和50年広島市条例第81号)第1条に規定する局及び会計室、消防局、水道局、教育委員会事務局 (各1)(各局係長相当職以上の職員) ※ 統制部統制班検討担当を兼務する。
	各区など情報連絡班	中区担当:企画総務局(1) 東区担当:財政局(1) 南区担当:市民局(1) 西区担当:健康福祉局(1) 安佐南区担当:環境局(1) 安佐北区担当:経済観光局(1) 安芸区担当:都市整備局(1) 佐伯区担当:消防局(1) ※ 担当区の連絡業務は災害状況により偏りがあるため、各区担当は相互に協力する。

(注) 1 ( ) 内は派遣人数を示す。

2 担当任務で人員が不足する場合は、動員班と協議・調整する。

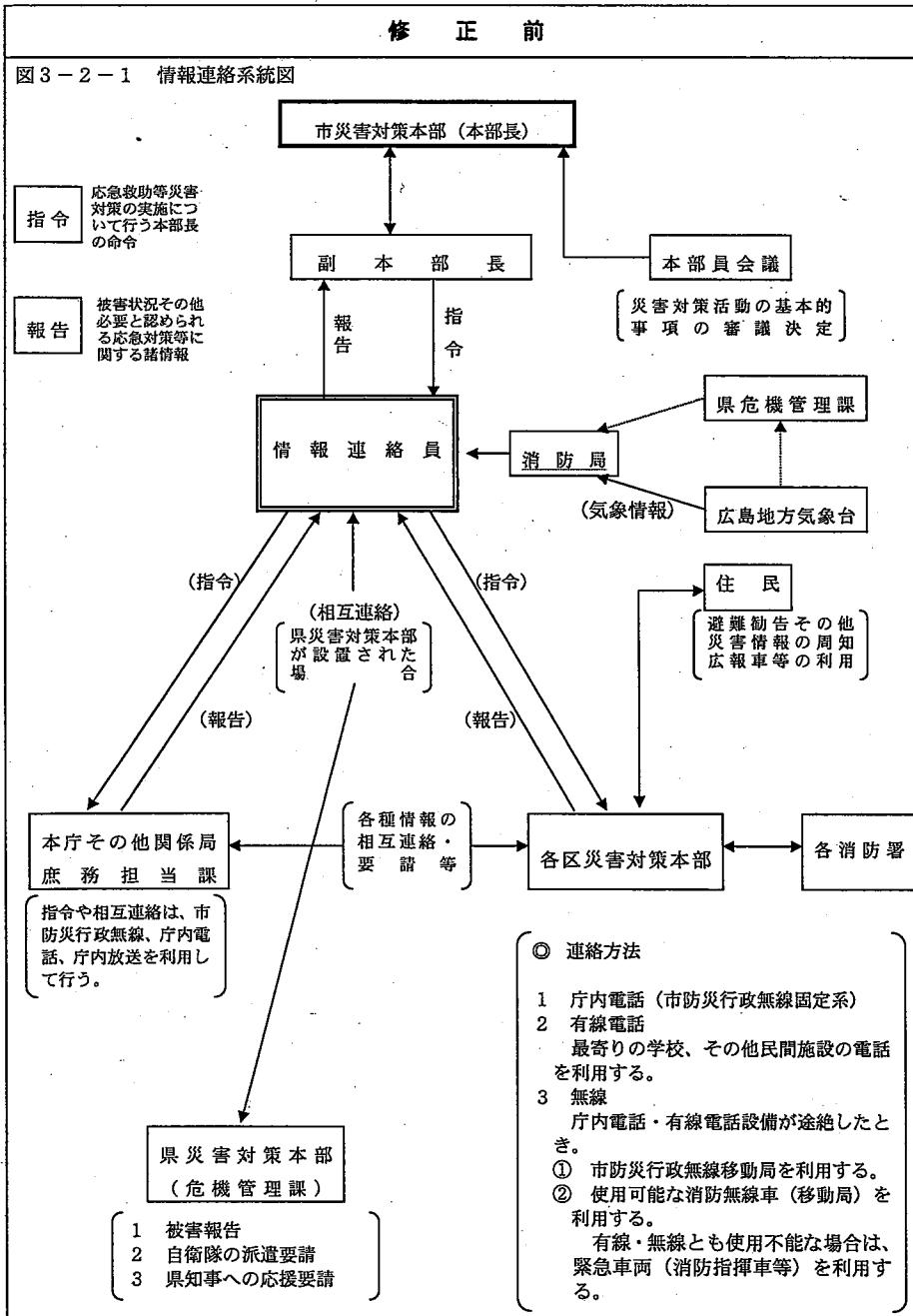
表3-2-4 (略)

情報連絡員となるべき者の職等		所掌事務	配置場所
局等	職		
各区役所	係長相当職以上の職員	消防署との情報連絡に関すること。	消防署
各消防署	副署長又は予防課長	区役所との情報連絡に関すること。	区灾害対策本部

(備考)(略)

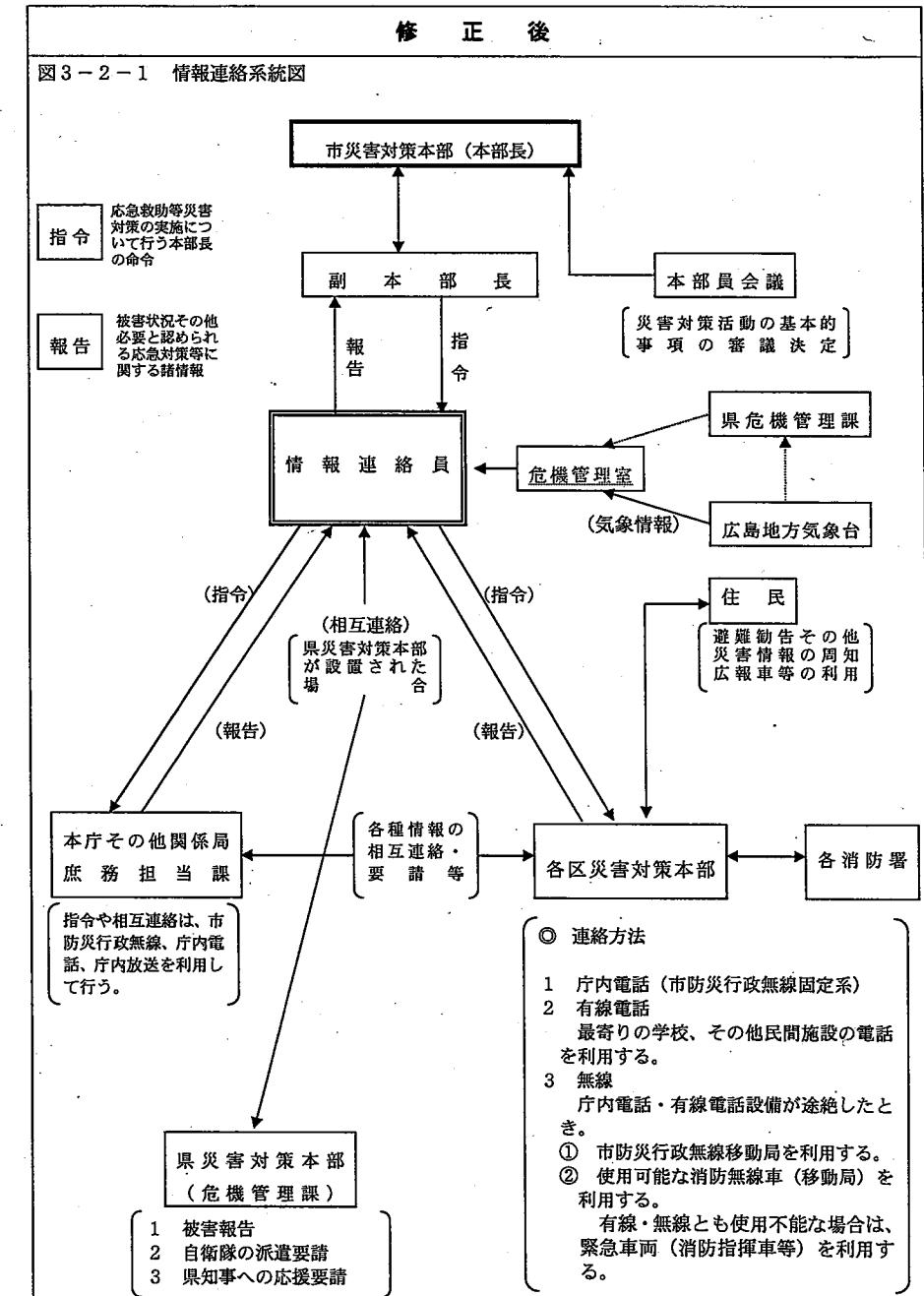
## 修 正 前

図 3-2-1 情報連絡系統図



## 修 正 後

図 3-2-1 情報連絡系統図



修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備	頁 35

修 正 後	
<p>修 正 理 由</p> <p>○ 避難体制の整備を推進するには、区役所と消防署の連携・協力が必須となることから、具体的な取組等を規定する。</p> <p>第1.1 避難体制整備の推進（新規）</p> <p><u>区役所と消防署が連携・協力して、住民の避難行動につながる環境作りに積極的に取り組み、避難体制の整備を推進する。</u></p> <p><u>なお、具体的な取組としては、自主防災組織の育成指導のほか、防災知識の普及啓発、警戒避難体制の整備、訓練の実施などのほか、避難勧告等の発令のための平時からの取組や、災害応急活動時の体制等について、事前の協議体制の構築などを行う。</u></p> <p><u>さらに、危険箇所の特定・整理の際は、地元自主防災組織等と連携して区長及び消防署長が協議して行い、適宜、見直しを行う。</u></p>	

## 修 正 前

基本・風水害対策編

第2章 災害予防計画

第2節 風水害予防計画

頁

19

### 第2 高潮・津波災害の予防対策

1~4 (略)

#### 5 浸水時避難計画マップの作成等《消防局防災課、各消防署、各区地域起こし推進課》

高潮、津波\_からの住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、高潮、津波\_による浸水想定区域が存在する地区を対象に、自主防災組織等と連携して、浸水時における住民等の緊急一時的な退避先となる施設を確保するとともに、当該施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた浸水時の避難計画マップが住民主体で作成されるよう支援し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。

## 修 正 後

修 正 理 由

○ 危機管理部門の市長部局への移管に伴い災害予防事務を再編するため、必要な修正を行う。

### 第2 高潮・津波災害の予防対策

1~4 (略)

#### 5 浸水時避難計画マップの作成等《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》

高潮、津波等からの住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、高潮、津波等による浸水想定区域が存在する地区を対象に、自主防災組織等と連携して、浸水時における住民等の緊急一時的な退避先となる施設を確保するとともに、当該施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた浸水時の避難計画マップが住民主体で作成されるよう支援し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。

## 修 正 前

基本・風水害対策編  
第2章 災害予防計画  
第6節 避難体制の整備

頁

30~35

### 第6節 避難体制の整備 《消防局防災課》

- 第1 避難場所・施設の確保 \_\_\_\_\_  
(略)
- 第2 避難場所の定義 \_\_\_\_\_  
(略)
- 第3 避難場所の選定 \_\_\_\_\_  
(略)
- 第4 浸水（高潮、洪水、内水、津波）からの住民の避難 \_\_\_\_\_  
(略)
- 第5 自主避難の際の避難先 \_\_\_\_\_  
(略)
- 第6 避難場所の開錠 \_\_\_\_\_  
(略)
- 第7 避難場所の防災機能の強化 \_\_\_\_\_  
(略)
- 第8 避難誘導体制の確立 \_\_\_\_\_  
(略)
- 第9 住民への周知 \_\_\_\_\_  
(略)
- 第10 応急仮設住宅の調達・供給体制の整備  
(略)

## 修 正 後

### 修 正 理 由

○ 危機管理部門の市長部局への移管に伴い災害予防事務を再編するため、必要な修正を行う。

### 第6節 避難体制の整備

- 第1 避難場所・施設の確保 《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》  
(略)
- 第2 避難場所の定義 《危機管理室災害予防課》  
(略)
- 第3 避難場所の選定 《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》  
(略)
- 第4 浸水（高潮、洪水、内水、津波）からの住民の避難 《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》  
(略)
- 第5 自主避難の際の避難先 《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》  
(略)
- 第6 避難所の開錠 《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各市有建築物管理担当課、各消防署》  
(略)
- 第7 避難所等の防災機能の強化 《危機管理室災害予防課、災害対策課》  
(略)
- 第8 避難誘導体制の確立 《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》  
(略)
- 第9 住民への周知 《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署、下水道局河川課》  
(略)
- 第10 応急仮設住宅の調達・供給体制の整備  
(略)

## 修 正 前

基本・風水害対策編

第2章 災害予防計画

第7節 防災教育・訓練及び調査研究

頁

38

第2 防災訓練の実施・指導《消防局防災課

》

(略)

1～5 (略)

## 修 正 後

修 正 理 由

○ 危機管理部門の市長部局への移管に伴い災害予防事務を再編するため、必要な修正を行う。

第2 防災訓練の実施・指導《危機管理室災害対策課、消防局予防課・指導課、各区地域起こし推進課、各消防署》

(略)

1～5 (略)

## 修 正 前

基本・風水害対策編

第2章 災害予防計画

第7節 防災教育・訓練及び調査研究

頁

39

第6 り災証明交付体制の整備

(略)

## 修 正 後

修 正 理 由

○ 危機管理部門の市長部局への移管に伴い災害予防事務を再編するため、必要な修正を行う。

第6 り災証明交付体制の整備 《危機管理室災害予防課、財政局税務部固定資産税課、各区、財政局税務部各市税事務所、都市整備局建築指導課》

(略)

## 修 正 前

基本・風水害対策編  
第2章 災害予防計画  
第8節 自主防災体制の整備

頁

40

### 第8節 自主防災体制の整備 《消防局消防団室・防災課・予防課・指導課》

(略)

#### 第1 自主防災組織の実践活動の促進

防災への関心を持ち、自主防災活動に参加し協力する市民を育てるとともに、自主防災活動を実践していくリーダー等の人材育成を行うことにより、災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる自主的な防災対応能力の向上を図る。

実施担当：消防局防災課・予防課、各消防署、市民局男女共同参画課

協力担当：各区地域起こし推進課、各消防団、関係部局、(一財)広島市都市整備公社防災部

1～6 (略)

## 修 正 後

### 修 正 理 由

○ 危機管理部門の市長部局への移管に伴い災害予防事務を再編するため、必要な修正を行う。

### 第8節 自主防災体制の整備 《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、消防局予防課・消防団室・指導課、各消防署、市民局男女共同参画課》

(略)

#### 第1 自主防災組織の実践活動の促進

防災への関心を持ち、自主防災活動に参加し協力する市民を育てるとともに、自主防災活動を実践していくリーダー等の人材育成を行うことにより、災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる自主的な防災対応能力の向上を図る。

実施担当：危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、消防局予防課・各消防署、市民局男女共同参画課

協力担当：\_\_\_\_\_、各消防団、関係部局、(一財)広島市都市整備公社防災部

1～6 (略)

